

岡山県身体障害者更生相談所 事務ハンドブック

【身体障害者手帳】

令和8年4月

岡山県身体障害者更生相談所

身体・療育手帳交付班

TEL: (086) 235-4065

FAX: (086) 235-4340

Mail: sinsyou@pref.okayama.lg.jp

岡山県福祉相談センター
〒700-0807 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1

目 次

身体障害者更生相談所

身体障害者手帳

1	意義	1
2	交付申請	1
	(1) 新規申請時に申請者が市町村に提出する書類等	2
	市町村から県身体障害者更生相談所への進達書類	2
	(2) 各種申請書等の取扱いについて	3
	ア 交付申請書	3
	イ 再交付申請書	6
	ウ 申請の取り下げ	7
	エ 居住地変更届	7
	オ 返還届	8
	カ 身体障害者死亡等通知書	9
	キ 県外転入による居住地変更かつ手帳紛失等の場合の再交付申請	9
	ク 返還届提出の省略	9
	(3) 障害の審査について	9
	(4) 医師照会について	9
	(5) 審査会について	10
	(6) 自立支援医療と更生医療との同時申請に係る留意事項	10
	(7) 手帳交付申請その他留意事項	10
	(8) 手帳の交付について	11
3	手帳交付事務のフロー図	13
4	障害程度の再認定制度について	13
5	手帳の居住地変更に伴う事務処理	17
6	免疫機能障害の取扱い	22
7	手帳の返還について	22
8	罰則について	23
	資料1 審査会への諮問を要する事案	24
	資料2 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害」 身体障害認定の手引き	25

身体障害者手帳

1 意義

身体障害者手帳（以下「手帳」という。）は、身体障害者福祉法（以下「法」という。）に基づき、法別表に掲げる障害程度に該当すると認定された者に対して交付されるものであり、各種サービスを受けるために必要となる。各種サービスを受けるため、そのつど障害程度の認定を行うことは、煩雑であり、また、各種サービスに迅速を欠くことにもなる。そこで、あらかじめ障害程度を認定し、手帳を交付することとし、この手帳の所持を前提として各種サービスを受けることになっているので、身体障害者にとってたいへん重要な手帳である。

(1) 手帳の交付対象者（法第 15 条）

法別表に定める障害を有する者

(2) 障害程度等級表（法施行規則第 5 条）

障害の級別は、法施行規則第 5 条第 3 項に定める別表第 5 号「身体障害者障害程度等級表」による。

○手帳の対象となる障害の種類

視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害

2 交付申請

身体に障害のある者は、法第 15 条第 1 項に規定する指定医師の診断書を添えて、その居住地の市町村（福祉事務所を設置している市・村の福祉事務所）を経由して（法施行令第 4 条）、都道府県知事（又は指定都市・中核市の長）に手帳の交付申請をすることとしている。なお、障害者本人が 15 歳未満の児童（以下「児童」という。）については、その保護者が児童に代わって申請する。ただし、乳幼児については、原則障害程度を判定することが可能な年齢（概ね満 3 歳）以降に申請することが望ましいとされている。

市町村から進達された申請書類について、都道府県知事（又は指定都市・中核市の長）が、障害程度を審査した結果、その障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは申請者に交付決定通知書及び手帳を交付し、法別表に掲げるものに該当しないと認めたときはその理由を附して申請者に却下決定通知を行うこととしている。

なお、手帳の交付を受けた者（以下「手帳交付者」という。）は、手帳を他人に譲渡又は貸与してはならないことになっている。

また、手帳交付を受けたときに比較して、その障害程度の変更やすでに有していた障害に加え、それ以外の障害を有するに至った場合には、上記と同様の手続きで再交付申請をすることができる。

○ 交付申請者及び経由市町村

障害者本人が児童の場合は、その保護者が申請者となり、経由市町村は当該保護者の居住地の市町村となる。

障害者本人が 15 歳以上の場合は、障害者本人が申請者となり、経由市町村は障害者本人の居住地の市町村となる。

○ 法第 15 条指定医師

病院又は診療所所在地のある都道府県知事（又は指定都市・中核市の長）が、その医療機関で勤務する医師を、法第 15 条で定める指定医師として、診断できる診療科目とともに指定したものである。

なお、岡山市、倉敷市又は他都道府県（指定都市・中核市）で指定を受けた医師が、非常勤勤務地である本県（岡山市・倉敷市除く。）の医療機関において診断書を作成する場合、改めて本県の指定を受ける必要はない（医療機関に対し指定を受けた医療機関名がわかるよう括弧書きで医療機関名の後に（〇〇病院所属）と記入するよう依頼している。）。

(1) 手帳の新規申請時に申請者が市町村に提出する書類等

ア 身体障害者手帳交付申請書（様式第 4-1 号）

イ 身体障害者診断書・意見書（以下「診断書」という。）

ウ 写真（縦 4 cm×横 3 cm） 1 枚

エ マイナンバー制度関係の本人確認書類の提示（行政手続における特定個人を識別するための番号の利用に関する法律第 16 条関係）

申請者から個人番号の提供を受けるとき、本人確認措置が必要である。

a 番号確認書類

マイナンバーカード、個人番号が記載された住民票の写し等のいずれか。

b 身元確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、旅券、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、その他（官公署から発行された書類で写真、氏名、住所又は生年月日の表示があるもの等）のいずれか。

(2) 市町村から岡山県身体障害者更生相談所（以下「身更相」という。）への進達書類

市町村は、上記(1)の内、「ア 身体障害者手帳交付申請書、イ 身体障害者診断書・意見書、ウ 写真」を身更相に進達する。

なお、上記(1) エ は市町村受付窓口で確認をするが、身更相への進達は不要。

特に手帳情報と個人番号の紐付け誤りが起きないように、申請受付時に申請書の個人番号の記入誤りがないか番号確認を必ず行うこと。

○ 法別表(身体障害者の範囲)

一 次に掲げる視覚障害で、永続する（注 1）もの

1 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ 0.1 以下のもの

2 一眼の視力が 0.02 以下、他眼の視力が 0.6 以下のもの

3 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内のもの

4 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの

二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続する（注 1）もの

1 両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 デシベル以上のもの

2 一耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他耳の聴力レベルが 50 デシベル以

<p>上のもの</p> <p>3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの</p> <p>4 平衡機能の著しい障害</p> <p>三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害</p> <p>1 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失</p> <p>2 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続する（注1）もの</p> <p>四 次に掲げる肢体不自由</p> <p>1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続する（注1）もの</p> <p>2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの</p> <p>3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの</p> <p>4 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続する（注1）もの</p> <p>6 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害</p> <p>五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害<u>その他政令で定める障害(注2)</u>で、永続し（注1）、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの</p>
--

(注1)「永続する」障害とは、その障害が将来とも回復する可能性が極めて少ないものであれば足りるという趣旨であって、将来にわたって障害程度が不変のものに限られるものではないこと。

(注2)「その他政令で定める障害」とは、法施行令第36条で、以下のとおり定められている。

- ・ぼうこう又は直腸の機能（昭和59年9月26日政令第288号）
- ・小腸の機能（昭和61年9月19日政令第300号）
- ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能（平成10年1月19日政令第10号）
- ・肝臓の機能（平成21年12月24日政令第517号）

(3) 各種申請書等の取扱いについて

ア 交付申請書（様式第4-1号）等

(ア) 交付申請書について（「資料1：申請書記入例」参照）

a 個人番号（本人欄のみ）

- ・マイナンバー制度（情報連携）による申請者本人の個人番号を記入する。
- ・申請者が個人番号を把握せず記入が困難な場合には、市町村が個人番号関係事務実施者として住民基本台帳を利用して記載することは可能である。
- ・申請受付時に記入された個人番号の番号確認を必ず徹底すること。誤りの個人番号が記入された申請書が進達された場合、手帳情報と個人番号の紐付け誤りの原因となる（「障害者手帳申請受付時における個人番号の確認の徹底について」（令和5年7月5日付け各市町村障害福祉担当課長宛岡山県障害福祉課長・身体障害者更生相談所長事務連絡）参照）。

b 居住地

- ・原則として、住民基本台帳上の住所を記入し、郵便番号も記入する。
- ・居住地特例について・・・居住地特例対象施設の入所・入居者については、

現住所によることなく、入所・入居する前の居住地を有していた市町村の居住地を手帳の住所とするので、その住所を記入する（「身体障害者・療育手帳の交付に係る「居住地」の取扱いについて」（平成 18 年 6 月 30 日付け障第 478 号各市町村長宛岡山県保健福祉部長通知）参照）。

※この場合診断書の住所と申請書の特例居住地が相違するので、相違する理由（例：居住地特例対象）を申請書余白に明記しておく。

※施設の住所地が申請書に記入されている場合、居住地特例に該当する場合がありますので留意する（少なくとも管内市町村内施設の住所地は把握しておくこと）。

c 氏名

- ・押印は不要。
- ・ふりがなの記入がないと手帳の台帳を二重に作成してしまう原因となるので、必ずふりがなを記入する。
- ・保護者が申請者の場合、児童本人は本人の欄に、保護者は保護者の欄にそれぞれ記入する。
- ・氏名は住民基本台帳に登録された氏名・漢字を記入し、旧字体等を用いている場合は、印字又はメモ書き等で表記する。特に画数が多い漢字や、新字と旧字の見分けがつきにくい漢字などは、大きめの文字で表記する。

d 申請者が保護者の場合

児童は本人欄に記入し、保護者は保護者欄に保護者の氏名、生年月日、居住地及び児童本人との続柄を記入する。

- ・保護者欄の続柄には、児童との続柄を記入する（例：父、母）。
- ・保護者の居住地が児童のそれと同一のときは、保護者欄の居住地の記入を省略することができる。
- ・児童本人の個人番号を、保護者と間違えて記入しないよう留意する。

e 申請者が外国籍の場合

氏名は住民基本台帳上の氏名を記入する。氏名欄に通称名のみ記入されていることもあるので、住民基本台帳に登録された氏名であるか確認する。なお、通称の併記も可能なので、本人が手帳に通称の記載を希望する場合には、本人に氏名の後に括弧書きで通称を記載させる。

また、住民基本台帳制度の適用対象となる特別永住者又は中長期在留者（在留カードで確認）であれば交付対象となるが、在留資格が短期滞在や不法滞在の者は交付対象としていない。

f 申請年月日の記入

原則として、市町村が受付した年月日を申請年月日とする。

g 市町村の受付印

- ・市町村は申請書を受付した日付の受付印を、申請書の右上に押印する。診断書作成日に遡って受付しないこと。
- ・市町村の受付年月日（＝申請日）が手帳の交付日となる。

h 自立支援医療（更生医療）との同時申請（緊急かつやむを得ないと認められる場合）

市町村において緊急かつやむを得ない状況を把握・検討した結果、同時申請扱いとする場合に、申請書の中央上に「更生医療同時申請」と朱書きする。

(イ) 写真について

写真は法施行規則第2条で定める申請書に添付する必要書類である。また、交付される手帳には写真が貼付され、記載された内容が本人であることを証し、本人確認書類として身分証明書にもなるので、以下のとおり取扱いに留意する。

なお、写真写りは、社会通念上、本人識別が容易にできるものであることを基本とするが、市町村において、受付するときは写真を必ず確認し、法施行規則で定める次の規格 a～c や d、e に合致しないもの、本人識別が容易でない認められるものは、申請者に再提出を求めること。

- a 縦 4 cm × 横 3 cm ※サイズ厳守（旅券・運転免許申請用の規格は不可）
- b 脱帽して上半身を写したもの。ただし、宗教上又は医療上の理由により、顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布等で覆うことが認められる場合を除く。
- c 申請日前1年以内に撮影されたもの。ただし、特別な事情があり、その写真で本人を認識する上で支障がないときは除く。
- d 原則無背景、正面向きのもの。ただし、乳幼児、寝たきり等やむを得ない理由により撮影されたものは除く。
- e 通常の写真用紙（普通紙に印刷されたもの、薄くて破損するおそれのある写真は不可。）

※1 受付したら写真の裏面に、氏名、生年月日及び市町村名を記入する。

※2 進達する写真は、氏名を記入した封筒に写真を入れテープ等で封じ、申請書にホッチキス又はクリップ止めをする。

(ウ) 診断書について

a 様式の確認

最新の様式であることを確認する。

b 氏名、住所の確認

申請書に記載された氏名、住所と一致しているか確認する。不一致の場合、特別の理由があるときは、そのことを別紙等に記載する。

c 診断書作成日の確認

診断書の作成日から申請日までの有効期限は、原則3か月以内とする。3か月经過した診断書が提出された場合には、進達前に身更相に協議すること。ただし、例外として障害程度に変化がないと判断できるもの（切断、心臓ペースメーカー植込み、弁置換）は除く。

なお、有効期限を経過した診断書又は有効期限内の診断書でも記載された検査（所見）日が3か月以上経過しているものは、原則申請の受付はできないが受付した場合には、申請時における申請者の障害の状況を診断したものと判断ができないため、岡山県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会（審査部会）（以下「審査会」という。）諮問対象の案件となる。

d 総括表の確認

診断日、医療機関名称、医療機関所在地、診療担当科名、医師氏名の記載漏れがないか確認する。※診断医師の押印は不要。

e 指定医師及び診療科目の確認

診断書を作成した医師が法第15条で定める指定医師であるか、また、その指定医師が申請された障害の診療科目の指定を受けているか、できる限り確認する。

f 病院又は診療所の確認

指定医師が診断した病院又は診療所の名称が記載されているか、また、他の

医療機関で指定を受けた非常勤勤務医師が診断した場合、所属する医療機関名も記載されているか確認する。その他、介護老人保健施設等の名称及びその所在地が記載され、診断医も指定医師でない場合があるので留意する。

g 法第 15 条第 3 項の意見

診断書作成医師による意見（法別表に掲げる障害の該当の有無・障害程度等級）が記載されているか確認する。診断書の内容は申請者にも確認してもらう。

h 障害認定時期等の確認

岡山県では、永続する障害の状態（障害固定）を的確に判断するため、審査会において、障害の原因となる疾病等の発生日又は手術施行年月日から診断書作成日までの概ねの期間（障害認定時期）を、原則 1 年経過後と定めている。ただし、疾病、外傷等により例外もある（例：（聴覚）－6 か月経過後、（肢体不自由）外傷性脊髄（頸髄）損傷－受傷より 3 か月経過後（完全麻痺に限る。）、外傷以外の脊髄（頸髄）損傷・脳血管障害－6 か月経過後、人工関節置換術－術後から 3 か月経過後、切断－術後、（心臓）ペースメーカー植込術－術後、（直腸・ぼうこう）永久ストマ造設術－術後等）。

なお、障害認定時期を経過していない診断書による申請は、審査会諮問対象案件となり、現時点では障害固定と判断できないと判定された場合には却下となる。特に肢体不自由に係る申請で、発症、手術等から所定の障害認定時期を経過せず申請して却下（「却下決定通知書」参照）となることが多いので留意する。

i その他留意事項

- ・診断書は書類で審査するので、X線や CD 等による検査データディスクの提出があっても受付できない。
- ・A3 サイズの診断書（肢体、心臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸機能障害用など）が、A4 サイズに分割されている場合に、頁漏れがないか確認する。
- ・視覚障害で視野障害による申請には、ゴールドマン型視野計又は自動視野計について、いずれも両眼の視野検査結果「視野図（表）」の写しが添付されているか確認する。
- ・肢体不自由（外傷性脊髄（頸髄）損傷による完全麻痺）申請には、紙で印刷された「MRI 画像」が添付されているか確認する。また、その画像に、検査年月日及び申請者名の記載があるか確認する。
- ・心臓機能障害の申請に、心電図所見日の「心電図」又はその写しが添付されているか確認する（ただし、人工弁移植・弁置換術、ペースメーカー等植込みを行ったものは添付がなくてもよい）。また、添付された心電図に、検査年月日及び申請者名の記載があるか確認する。
- ・語音明瞭度による聴覚障害の申請をしている場合は、測定結果の「語音明瞭度検査表」（日本聴覚医学会の定める検査表）が添付されているか確認する。
- ・聴覚障害で申請時に聴覚障害の手帳を持たない者が、聴覚障害 2 級（両耳全ろう）を申請する場合には、「他覚的聴覚検査」又はそれに相当する結果の写しが添付されているか確認する。

イ 再交付申請書（様式第 4-2 号）

(7) 再交付申請書について

押印は不要。

- (イ) 申請理由（紛失、破損、障害程度変更、その他（再認定、記載欄に余白がなく

なった等)) を記入する。単に手帳が古くなったからという理由は不可。

(ウ) 旧手帳番号欄に、所持している手帳の交付機関名、番号、交付年月日を記入する。

(エ) 氏名と個人番号の確認

記入された個人番号を確認し、住民基本台帳上の氏名と誤りがないか確認する。本人が外国籍の場合、記入された氏名と手帳の氏名が通称名の場合がある。

(オ) 個人番号記載の省略（紛失又は破損の場合）

個人番号カードや運転免許証等の提示により本人確認ができた場合には、記載は不要である。

(カ) 添付書類

a 写真（縦 4 cm×横 3 cm） 1 枚 ※サイズ厳守

b 現手帳の写し

c 診断書（障害程度変更・再認定による場合には、添付する。）

(キ) 留意事項

a 再交付日（申請書の市町村受付年月日）については、新手帳の備考欄に程度変更及び再認定の場合は「令和〇年〇月〇日 程度変更」、紛失の場合は、「令和〇年〇月〇日 紛失再交付」、破損の場合は「令和〇年〇月〇日 破損再交付」と記載される。

b 他の障害追加による程度変更申請の場合、現在交付されている障害に再認定が付されている場合、再認定時期を現手帳又は更生指導台帳で確認する。再認定の手続きをせず再認定時期が経過している場合には受付できないので、先に再認定の手続きを終えてから、申請するよう指導する。

ウ 申請の取下げ

申請者は、処分があるまでは、いつでも申請を取り下げることができる。申請後に新たな診断書で再度申請したい場合、紛失による再交付申請後に手帳が交付されるまでの間において手帳が発見された場合は、申請者本人から取下書（様式第 3 号）を提出させること。

また、申請者が申請中に死亡した場合、申請者の家族から手帳交付を希望されかつ認定基準を満たすときには手帳を交付するので、申請者の家族に手帳交付希望があるか確認を行うこと。申請者の家族が医療機関に対する医療費支払で手帳の交付を希望する場合には、家族に交付を行い、使用後直ちに返還届（様式第 8 号）を提出させる（**2** (3) **オ** (イ) 参照）。申請者の家族が手帳交付を希望しない場合には、取下書（様式第 3 号）を提出させること（令和元年 7 月 8 日付け障第 414 号各市町村障害福祉担当課長宛岡山県保健福祉部障害福祉課長通知）参照）。

エ 居住地等変更届（様式第 5 号）

手帳交付者は、氏名の変更又は同一市町村内で居住地を移したときは、30 日以内にその居住地の市町村に、他の市町村に居住地を移したときは、30 日以内に新居住地の転入先市町村に、その旨届け出る必要がある（法施行令第 9 条第 2 項、第 4 項）。

ただし、居住地を移して居住地特例対象施設に入所又は入居したときは、居住地を移した旨の届け出は要しない。

(ア) 届出の際に押印は不要。県内間（岡山市・倉敷市除く。）の居住地変更の場合は、個人番号の記入は不要。

(イ) 届出のあった市町村は、手帳の該当欄に変更内容を記入した後、記載事項変更後の手帳原本を届出者に返却するとともに、その変更後の手帳全面の写しを添付

して変更届を、身更相に進達する。

- ※1 手帳の変更内容の記入について、居住地変更の場合は現住所欄に変更後の住所及びその変更年月日を追記し、その横の欄に福祉事務所長印又は町村長印を押印する。氏名変更の場合は二重線を引き、その上に押印し変更後の氏名及びその変更年月日を記入する。
 - ※2 居住地変更届を受けた市町村は、転出元の市町村から更生指導台帳を引き継いで法第9条で定める援護の実施主体となり、補装具費の支給も行うことになる。ただし、居住地を移して施設入所に伴う変更届が提出されたときは、施設が居住地特例対象施設か、施設入所サービスの支給決定等を行った市町村が転出元か転入先か、確認することが必要である。
- (ウ) 県内市町村（岡山市・倉敷市除く。）から転入した変更届が提出されたときは、転入先市町村は転出元市町村に直接更生指導台帳の送付依頼を行う。
 - (エ) 県外又は岡山市・倉敷市を転出し県内市町村（岡山市・倉敷市除く。）に転入した変更届を、身更相が当該市町村から受理したときは、身更相は旧居住地の自治体の長あてに、その届出を受理した旨と転出元市町村備付の更生指導台帳の送付依頼を記載した「身体障害者居住地変更通知書」（様式第6号）により通知する（法施行令第9条第6項）。この場合、転入先市町村は、上記(ウ)の送付依頼は不要である。
 - (オ) 県外又は岡山市・倉敷市から転出し県内市町村（岡山市・倉敷市除く。）に転入した変更届が提出され、本県以外で交付された手帳に再認定及び再認定時期が記載され、再認定時期をすでに経過しているときは、速やかに再認定に係る診断を受け再交付申請を行うよう指導する（4（4）参照）。
 - (カ) 県内市町村（岡山市・倉敷市除く。）から転出し、県外市町村に転入したことにより、身更相が、新居住地の自治体の長から変更届提出の旨と転出元市町村にある更生指導台帳の送付依頼が記載された通知を受理したときは、身更相は県内の転出元市町村に対し、居住地変更届があった旨と転入先市町村あてに更生指導台帳の送付依頼を記載した「身体障害者の居住地変更について」（参考様式）により通知する。

オ 返還届（様式第8号）

手帳交付者は、障害者本人が障害を有しなくなったとき又は死亡したときは、速やかに手帳を添付して本人居住地の市町村に届け出る必要がある。市町村は受付後、身更相に届出書類を進達する（法第16条第1項、法施行令第12条第1項）。

(ア) 非該当になった場合

障害程度の変化等により法別表に掲げる障害を有しなくなったときは、当該項目を○で囲むとともに、返還届の「返還理由」のその他欄に、返還理由（例：指定医師に非該当との説明を受けたため返還、障害が非該当と却下処分を受けたため返還）を記入する。

(イ) 死亡した場合

障害者本人が死亡した場合は、その親族等が返還届により返還するが、本人の「個人番号」の記載は不要である。また、手帳が紛失しているため手帳を返還できない場合には、返還届の「返還理由（その他）」欄に追記する。なお、親族が本人居住地市町村とは異なる親族居住市町村に対して手帳を返還することがあるので、手帳記載住所と更生指導台帳で確認の上、親族に本人居住地の市町村に返還するよう指導するか、事情でやむを得ず手帳を受け取った場合は本人の居住地の

市町村に手帳と返還届を転送する。

(ウ) 再交付を受けたときの旧手帳の返還義務

再交付の申請をした者が新手帳の再交付（障害程度変更、再認定、破損）を受けたときは、旧手帳を返還する義務がある（法施行規則第7条第2項）。手続きとして、申請者に旧手帳と引き換えに新手帳を交付することになるが、旧手帳が市町村に返還された場合、必ずしも申請者から返還届を提出させる必要はない。ただし、市町村が返還届を徴しない場合は、返還届に代えて、市町村から身更相への進達書類に返還理由（再交付に伴う返還）を明示する。

カ 身体障害者死亡等通知書（参考様式）

手帳交付者本人が死亡したにもかかわらず、親族等から手帳が返還されない場合に、市町村は当該本人が死亡した事実を確認したときは、身更相に速やかに通知する（法施行令第12条第2項）。

キ 県外からの転入による居住地変更かつ手帳紛失等の場合の再交付申請について

手帳交付者が転入先市町村に居住地等変更届を提出するとき、手帳を紛失（又は破損による記載内容不明）している場合には、再交付申請を同時に行うことも可能であるが、岡山市・倉敷市（県交付の手帳は除く。）又は他県から転入した場合には、その転出元市町村からの更生指導台帳が身更相に提供されない限り、手帳の交付はできない。このため、身更相から直接その転出元市町村に対し台帳の送付依頼を行い、身更相に台帳が届き次第転入先市町村へ送付するので、転入先市町村は台帳を確認し当該市町村の台帳を作成した上で、再交付申請書を正式に受付し、作成した台帳を添付して再交付申請書類を身更相に進達する。

ク 返還届提出の省略

市町村における死亡相続に係る行政手続きのワンストップ施策として、手帳が死亡者の他の書類とともに一括して一つの窓口に戻却された場合に、親族等から返還届を受理していなくても、死亡の事実が確認されたときは返還届の提出が省略でき、代わりに身体障害者死亡等通知書（参考様式）を作成し身更相に提出する。

(4) 障害の審査について

障害認定の総括的事項や障害別・級別の認定基準を定めた「身体障害認定基準」と、その取扱いを定めた「身体障害認定要領」、その基準等の取扱いに関して疑義回答した「疑義解釈」など、国の関係諸通知等に基づき、障害が法別表に掲げるものに該当するか審査し、障害程度等級については、指定医師の意見を参考とし、診断書の現症欄等の記載内容によって決定する。それらの判定が困難の場合には、(6)に記載する審査会諮問事案としている。

(5) 医師照会について

国の通達で「知事は、申請時に提出された診断書に疑義又は不明な点がある場合は、必要に応じて、診断書を作成した医師に対して申請者の障害の状況につき照会するものとする。」と記されており、身更相から直接診断医師に照会している。その場合、返送までに通常2週間ほど時間を要している。さらに不明な点がある場合には、再度医師照会している。また、障害内容の修正などにより、障害等級相当意見が修正されることがある。

(例) 診断医の意見等級と認定基準に基づいた等級とが結びつかないケース、肢体不自由で同一疾患、同一部位の障害にもかかわらず、下肢機能と体幹機能とが重複

認定して診断書に記載されているケースなど

(6) 審査会（岡山県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会（審査部会））について

岡山県社会福祉審議会は、社会福祉法第7条で規定する地方社会福祉審議会に相当し、身体障害者福祉専門分科会は、各障害分野の専門医師により構成され、障害程度や指定医師に関する審査等を行っている。

審査会の諮問対象案件は、「審査会への諮問を要する事案（資料1参照）」のとおりであり、諮問案件になったら、身更相担当から市町村担当に通知するので、申請者に対してもその旨通知をお願いする。

審査会は、原則として奇数月の第3火曜日に開催されるが、身更相は開催日前に諮問書（審査票）を作成し、事務局である本庁障害福祉課に提出する必要があるため、奇数月に受付した交付申請書は、審査会諮問案件となるものがあることを考慮して、早期に身更相に届くよう進達すること（ただし、診断書の記載内容により、審査会諮問前に医師照会を先に行わざるを得ないものもあり、医療機関からの診断書の返送が遅れた場合は次回の審査会に諮問されることになる。）。

なお、審査会に諮問した案件は、翌月の中旬までに答申がなされ、身更相は、それに基づき審査結果（交付決定、却下、再提出）の通知を行う。

また、申請等級が下位等級で承認され、その下位等級で認定した場合には、下位等級になった市町村と申請者あての説明書を交付決定通知書に添付するので、市町村は申請者に交付時にその旨説明をお願いする（2(9)ウ参照）。

(7) 自立支援医療（更生医療）との同時申請に係る留意事項について

自立支援医療の支給対象者は、手帳を交付されている障害に対するものであり、手帳が交付されない限り、自立支援医療の支給決定はできないので、手帳担当が自立支援医療担当と異なる場合には、自立支援医療担当と連携して対応する必要がある。

このため、内部障害で自立支援医療の支給による手術日等を先に決定した上で同時申請することのないよう留意するとともに（手帳申請が審査会諮問事案となり交付決定が遅れるケースがある）、診断書作成日に遡って交付申請書を受付することがないよう留意すること。

また、同時申請でないが、肢体不自由で自立支援医療による人工関節置換術の場合には、肢体不自由の下肢に再認定が指定されることに留意する（4(2)ア参照）。

(8) 手帳交付申請その他留意事項について

ア 手帳を所持しているのに、申請者本人が過去の手帳交付を忘れて、障害部位の違いにより申請者が新規で申請することがあり、誤って手帳を二重交付してしまうおそれがある。新規申請でも申請者への聞き取りや更生指導台帳により確認して進達すること。

イ 手帳交付者でない者から肢体不自由7級相当の診断書による新規申請があった場合には、受付時に、肢体不自由単独7級で認定されても、手帳は交付されないことを申請者に説明すること（2(9)イ参照）。

ウ 複数の障害の同時交付申請について

申請者が同時に複数の診断書をもって交付申請する場合には、1枚の交付申請書に記載させる（写真も1枚）。障害ごと別々に審査されるが、同時申請のため、一方の障害が先に処分（交付決定又は却下）されることはなく、処分は同時になる。もし一方の障害が審査会諮問案件になれば、もう一方の障害が認定可能であっても、

処分は一方の審査会答申後になる（審査会により却下となっても同様）。なお、交付申請中において処分があるまでは、次の障害に係る再交付申請は受付できない。

(9) 手帳の交付について

ア 県受付から交付決定までの事務処理期間について

国は手帳の申請から交付までに要する標準事務処理期間として「概ね 60 日以内」という目安を示しているが、身更相では市町村から申請書類が到達した日（県受付日）から、医師照会及び審査会諮問案件を除いて、概ね 1 か月以内に交付決定し、手帳を市町村に送付することとしている。県の「許認可事務標準処理期間要綱」では、経由期間（市町村） 5 日、処理期間 25 日の計 30 日、協議機関(審査会)処理期間は 70 日の計 100 日と定められている。

このため、市町村は補正を求める必要のない申請書を受付したら、速やかに書類を身更相に送付すること（数日分受付の申請書類を多くまとめて送付しない）。審査会案件がすぐ到達されていれば審査会に諮問できたが、遅れて到達されたため、次の審査会に回さざるを得ないこともあるので、申請者から交付されるまでの期間が長いと指摘を受けないよう留意すること。

なお、記載内容に不備のない診断書による申請又は手帳の破損・紛失による再交付申請の場合には、申請から交付決定まで早期に処理される。

イ 手帳交付の対象となる障害程度等級

肢体不自由についてのみ、身体障害者障害程度等級表に「7 級」が定められているが、障害程度が「7 級」一項目だけでは法の対象とならず、手帳は交付されない。7 級に該当する障害が 2 つ以上重複する場合又は 6 級以上の障害と重複する場合は、法の対象となり、手帳が交付される。障害程度等級が 7 級の一項目のみであり、他に該当する障害がない場合は、審査会答申によりたとえ 7 級認定とされても、1 つのみでは法の対象とならない。ただし、肢体以外の障害がある手帳交付者による肢体単独 7 級の申請又は肢体以外の障害と肢体単独 7 級の同時申請が認定になれば、肢体 7 級は手帳に記載される。

ウ 障害程度下位等級の交付決定について

申請した障害等級（申請時に添付する診断書へ診断医が参考意見として記載する障害等級）より、下がった等級で交付決定されることがある。これは、医師照会により下位等級に訂正される場合と審査会の答申により下位等級で承認される場合とがあるが、いずれも市町村及び申請者あてに交付決定通知に加えて、下位等級になった説明書を添付するので、申請者への手帳交付時に説明をお願いします。

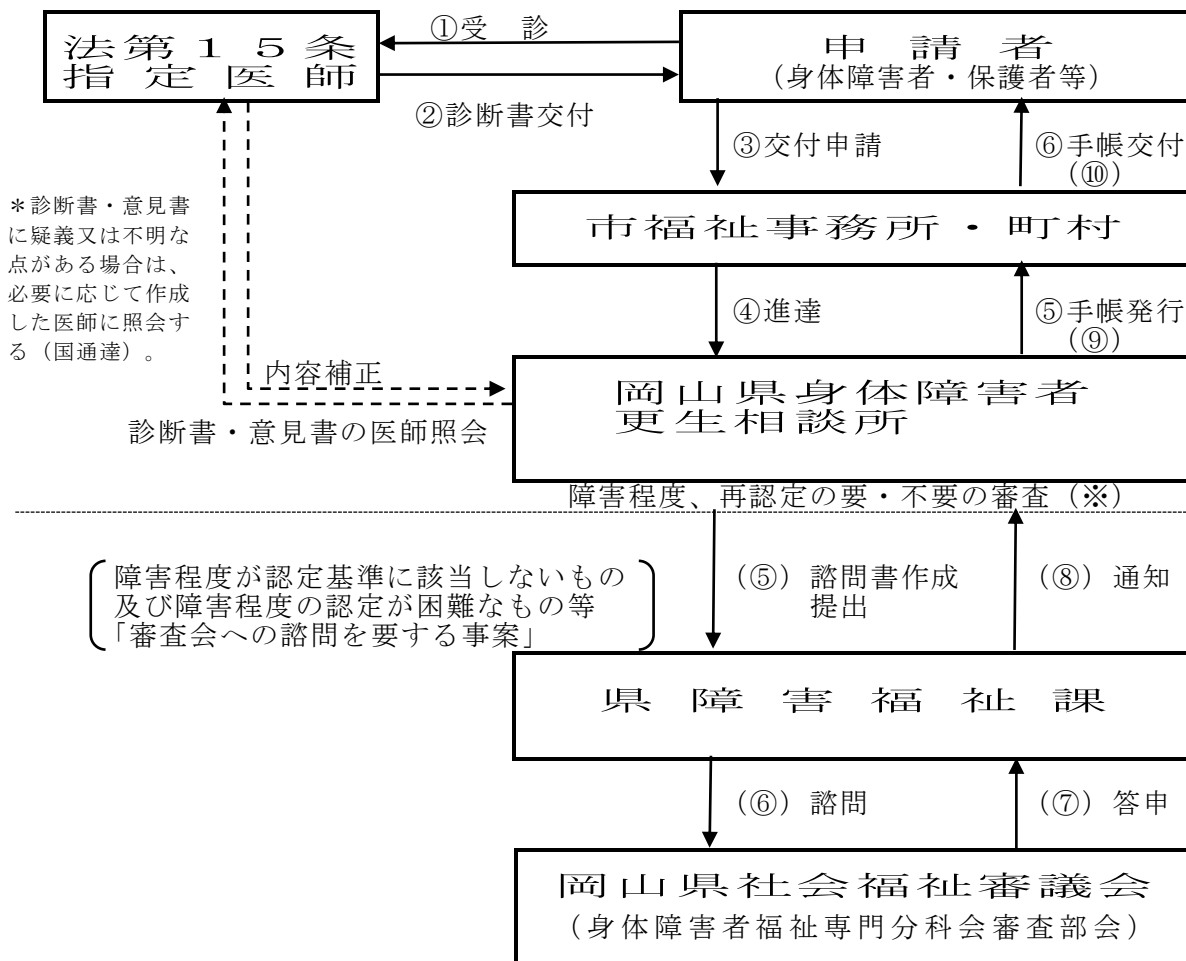
エ 再交付について

再交付（障害程度変更、再認定、破損）の申請をした者への新手帳の交付は、必ず旧手帳と引き換えに交付すること。法令で申請者が再交付を受けたときは、旧手帳は返還しなければならないことになっており（手帳の複数所持は不可）、旧手帳の返還がされないうちに、先に新手帳を渡したり送付したりしないこと（旧手帳の返還がされないことが予想され、旧手帳と新手帳が混合利用されたり、等級低下した場合には不正利用されるおそれもある）。

- ・「都道府県知事は、第 7 条の規定による通知により身体障害者手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、先に交付した身体障害者手帳と引換えに、その者に対し新たな身体障害者手帳を交付することができる。」（法施行令第 10 条第 3 項）

- ・「前項に規定する者（*障害程度に変化が生じたり新たな障害が追加した者）は、令第 10 条第 1 項の規定により身体障害者手帳の再交付を受けたときは、先に交付を受けた身体障害者手帳を都道府県知事に返還しなければならない。」（法施行規則第 7 条第 2 項）
- ・「身体障害者手帳の再交付（*紛失による）を申請した後（*交付を受けた後）、失った身体障害者手帳（*紛失した旧手帳のこと）を発見したときは、速やかにこれを都道府県知事に返還しなければならない。」（法施行規則第 8 条第 2 項）

3 手帳交付事務のフロー図



(※) 診断書・意見書(医師照会後の補正後も含む)の内容により、申請の流れは身更相において障害認定する場合と審査会に諮問する場合とに分けられる。

(注1) 障害別の認定基準である「身体障害認定基準」と、その取扱いを定めた「身体障害認定要領」などにより、障害程度を判定する。

(注2) 指定都市(岡山市)・中核市(倉敷市)は、独自で身体障害者手帳交付事務を行う。

4 障害程度の再認定制度について

(1) 概要

ア 再認定制度とは

(ア) 県が手帳を交付する際に、将来障害程度に変化が予想される者(以下「再認定対象者」という。)に対し、手帳交付時から1年以上5年以内の期間で再認定時期を指定した場合、再認定対象者は、その時期までに手帳再交付申請を行い、改めて障害程度の審査を受けるものとする。

(イ) 再認定対象者は、新規又は再認定による手帳交付者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

a 発育によりその障害程度に変化が生じることが予想される者

- b 自立支援医療（更生医療）によりその障害程度に変化が生じることが予想される者
- c その他障害程度に変化が生じることが予想される者

(2) 再認定事務の流れ

ア 再認定が必要な旨の通知（手帳交付時又は更生医療判定書交付時）

身更相は、手帳を交付（再交付）する際に、手帳に「再認定時期」を記載するとともに、「障害程度の再認定について（再認定を要するので手帳再交付申請を行うべき旨の通知書）」を市町村経由して再認定対象者に交付する。

* 人工関節等置換者（肢体不自由）に対する再認定について

申請時に人工関節等置換術を受けることが判明している場合（診断書に記載）は、手術日（予定日）の1年後を、再認定時期として指定し、手帳に記載（未定の場合は「人工関節等置換1年後に再認定要」と記載）する。

また、更生医療との同時申請は認めていないため、手帳交付後に更生医療を使って人工関節等置換術を施行することが判明した場合は、更生医療による治療期間終了後から3か月後の月末を、再認定時期として指定し市町村経由で本人あてその旨通知する。

イ 再認定の実施通知

身更相は、「再認定時期」の概ね2か月前に、再認定の手続等について、市町村を経由して対象者に通知する。

ウ 再認定の手続等

(ア) 再認定対象者は、通知を受けて、法第15条指定医師による診断を受けた後、再交付申請書にその診断書及び写真を添えて、身更相の指定する期限までに、申請書類を市町村に提出する。

(イ) 市町村は、再交付申請書類（再交付申請書、指定医の診断書、写真）を身更相に進達する。

(ウ) 身更相は、提出された診断書に基づき再認定を行い、障害程度が法別表に掲げる障害に該当すると認めた場合には、市町村を経由して、再認定対象者に先に交付した旧手帳と引換えに新たに手帳を交付する（市町村は旧手帳を返還させる）。

(エ) 再認定対象者から市町村にやむを得ない理由で受診することが困難で再交付申請が遅れる旨の連絡を受けた場合には、できる限り早期に診断を受けるよう促すとともに、身更相に未提出理由を記載した「診断書未提出者調査票」を提出する。

* ペースメーカー植え込み者（心臓機能障害）に対する再認定について

植え込みから3年後の再認定対象者が、ペースメーカー植え込み術を施行した医療機関でなく、別の医療機関で受診することがわかった場合には、再認定対象者に対し、ペースメーカー植え込みによる再認定に係る診断であることを、その医療（法第15条指定医師）に伝えるよう指導する（疑義解釈通知でペースメーカー植え込みから3年の再認定の判定基準が示されており、それに対応した診断書及び意見書の作成が求められるため）。

○ 更生医療による手術日等の変更に伴う再認定に必要な情報提供

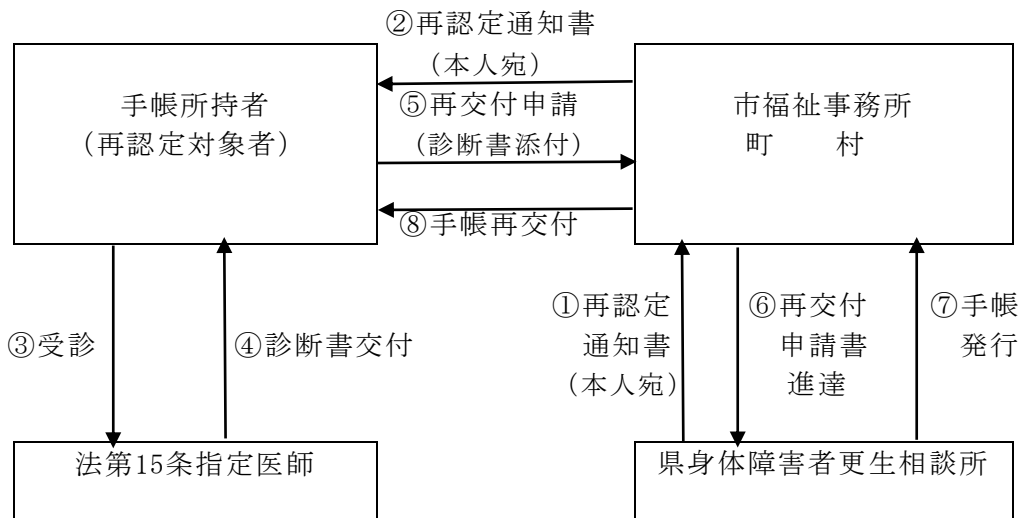
更生医療を適用した手術により指定された再認定時期は、判定票に記載された手術予定日やその後の医療を含めた更生医療適用期間をもとにしているが、判定書交付後、手術予定日の変更により判定票に記載された更生医療適用期間最終月が1か月以上変更が生ずる場合は、指定された再認定時期も変更する必要があるため、別紙様式により手帳担当に情報提供を行うこと。

情報提供に基づいて再認定時期を再設定し市町村を通じて本人に通知する（手帳には記載しない）。提供のない場合は、更生医療適用期間中、再交付申請を行うことになるので留意すること（「自立支援医療（更生医療）を適用した手術による身体障害者手帳等級の再認定に必要な情報提供について」（平成30年4月13日付け福相障第6060号各市町村障害福祉担当課長宛岡山県身体障害者更生相談所長通知）参照）。

○ 再認定に係る受診の結果、非該当になった場合

再認定対象者が再認定に係る受診の結果、指定医師が「障害程度が法別表に掲げる障害に該当しない」と判断した場合は、再認定対象者は、法第16条第1項の規定に基づき、その旨を記入した返還届（様式第8号）に手帳を添付して、市町村を経由して身更相に提出する必要がある。また、再認定に係る再交付申請で審査会答申で非該当とされた場合も、同様に手帳の返還が必要である。

(3) 再認定事務のフロー図



(4) 再交付申請に応じない者（以下「未提出者」という。）に対する指導について

- ・市町村は、再認定の趣旨などを十分説明の上、未提出者に再交付申請を行うよう指導する。なお、再認定を受けていないことにより、手帳が即無効になることはないが、特に更生医療の適用等による再認定は、障害程度が軽減化している可能性もあるので、早急に受診して再交付申請するよう促すこと。
- ・岡山市、倉敷市、他県から転入した手帳交付者から変更届が提出され、手帳の確認により、再認定が指定され、再認定時期がすでに経過していた場合も、未提出者と同様に再交付申請するよう指導する（2(3)エ(カ)参照）。
- ・市町村は、再交付申請を行う提出期日を経過しても再交付申請がない場合は、調

査の上、「診断書未提出者調査票」を作成し、身更相に報告する。身更相はその内容に基づき、未提出者に対し申請指導を行う。なお、指導を続けても、正当な理由がなく再交付申請に応じない場合は、法に基づき手帳の返還を命ずる場合がある。

- ・再認定に係る事務取扱いについては、「身体障害者手帳等級の再認定の徹底について」（令和2年2月7日付け福相障第11389号各市町村障害福祉担当課長宛岡山県身体障害者更生相談所長通知）のとおり。

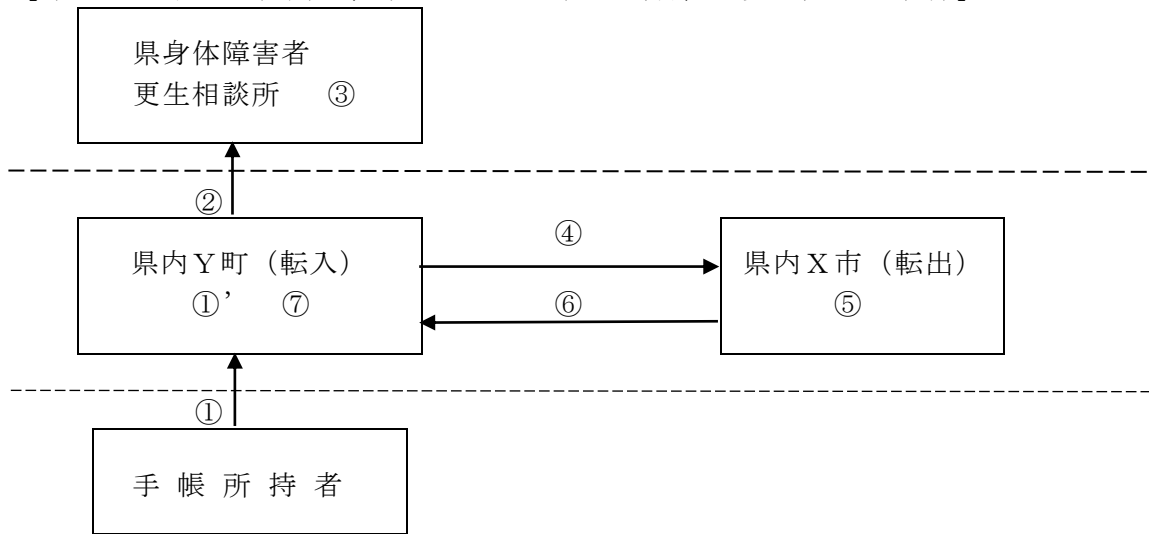
(5) 再認定に係る関係通知

- ア 身体障害者障害程度の再認定の取り扱いについて（H12.3.31 障第276号各都道府県知事宛厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）
- イ 身体障害者手帳の障害程度にかかる再認定の取扱いについて（H22.3.15 各県民局長・身体障害者更生相談所長宛保健福祉部長通知）
- ウ 岡山県身体障害者手帳障害程度の再認定に関する要綱（H22.4.1 から適用）
- エ 身体障害者手帳の障害程度の再認定実施に伴う事務について（H22.3.15 各市町村障害福祉担当課長宛岡山県保健福祉部障害福祉課福祉推進班長事務連絡）
- オ 自立支援医療（更生医療）を適用した手術による身体障害者手帳等級の再認定に必要な情報提供について（H30.4.13 各市町村障害福祉担当課長宛岡山県身体障害者更生相談所長通知）
- カ 身体障害者手帳等級の再認定の徹底について（R2.2.7 各市町村障害福祉担当課長宛岡山県身体障害者更生相談所長通知）

5 手帳の居住地変更に伴う事務処理

(1) 県内市町村（岡山市・倉敷市を除く）間の転入転出

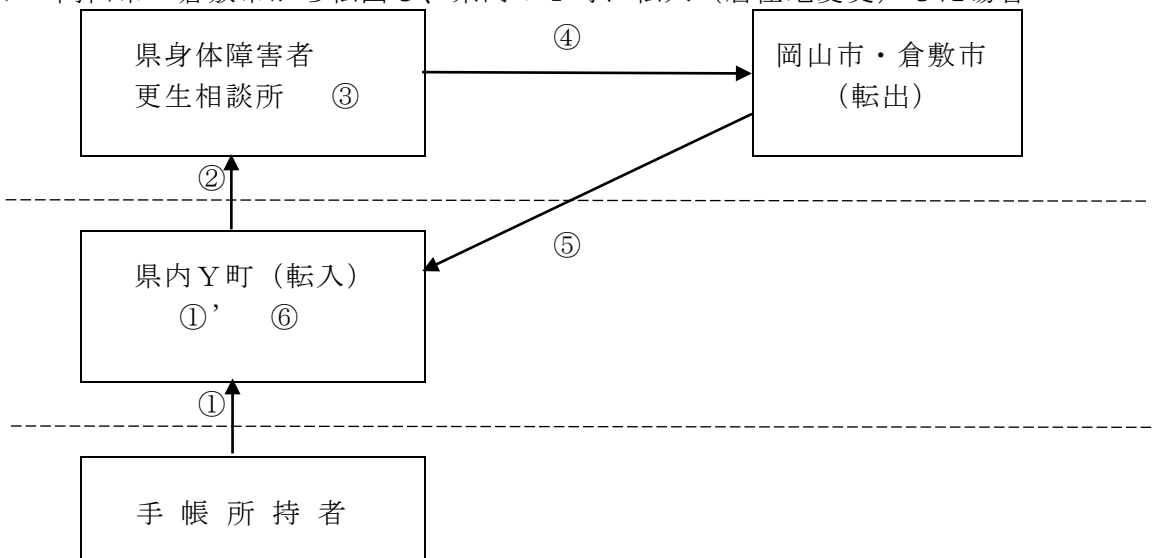
【県内のX市から転出し、県内のY町に転入（居住地変更）した場合】



- ① 所持者は居住地変更届を提出（手帳提示）
- ①' Y町は手帳の現住所欄に新居住地を記入し、押印する。記入後の手帳の写をとり、手帳を所持者へ返却する。
- ② 居住地変更届を送付（居住地訂正後の手帳写しを添付）
- ③ 手帳交付台帳の整理（転入・転出データ入力）
- ④ 更生指導台帳の送付依頼
- ⑤ 更生指導台帳等の整理（転出処理）
- ⑥ 更生指導台帳の送付
- ⑦ 更生指導台帳の作成

(2) 県内市町村（岡山市・倉敷市と県内その他市町村）間の転入転出

ア 岡山市・倉敷市から転出し、県内のY町に転入（居住地変更）した場合

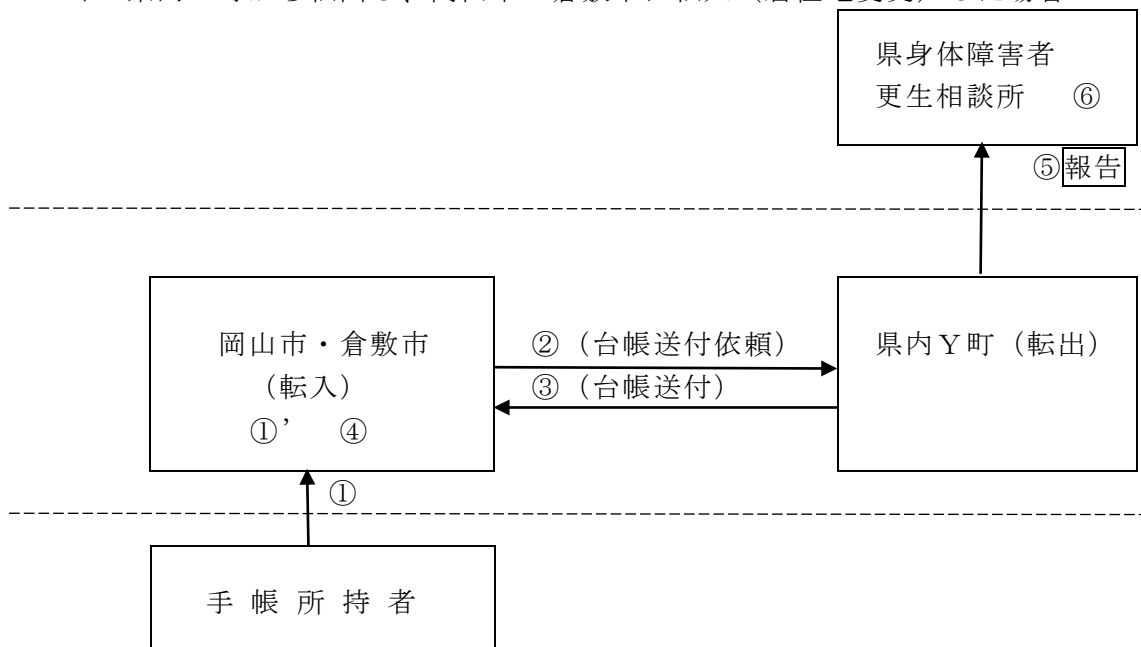


- ① 所持者は居住地変更届を提出（手帳提示）
- ①' Y町は手帳の現住所欄に新居住地を記入し、押印する。記入後の手帳の写をとり、手帳を所持者へ返却する。
- ② 居住地変更届を送付（居住地訂正後の手帳写しを添付）
- ③ 手帳交付台帳の作成（転入データ入力）
- ④ 居住地変更通知（更生指導台帳の送付依頼）
- ⑤ 更生指導台帳の送付
- ⑥ 更生指導台帳の作成

（注1）④の身更相から台帳送付依頼の送付先は、岡山市へは転出先（元）管轄の福祉事務所、倉敷市へは一律倉敷市倉敷社会福祉事務所である。

（注2）原則は上記(2)アによるが、(1)の例により処理する場合もある。

イ 県内Y町から転出し、岡山市・倉敷市に転入（居住地変更）した場合

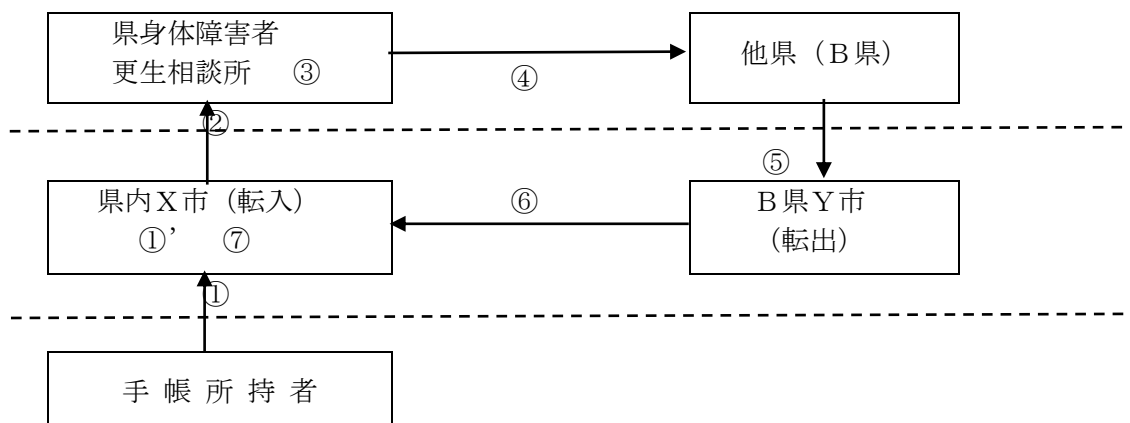


- ① 所持者は居住地変更届を提出（手帳提示）
- ①' 岡山市等は手帳の現住所欄に新居住地を記入し、押印する。記入後の手帳の写をとり、手帳を所持者へ返却する。
- ② 居住地変更通知（更生指導台帳の送付依頼、居住地訂正後の手帳写しを添付）
- ③ 更生指導台帳の送付
- ④ 更生指導台帳の作成
- ⑤ 居住地変更通知（更生指導台帳送付済通知）の報告（岡山市・倉敷市からの転入（居住地変更）通知書（写）添付）
- ⑥ 手帳交付台帳の整理（転出データ入力）

(注) ②の岡山市・倉敷市からの転出先(元)への台帳送付依頼は、岡山市は管轄の福祉事務所から「転入通知書」により、倉敷市は管轄の本所及び3支所の福祉事務所から「身体障害者居住地変更通知書」により、身更相を経由せず直接送付される。

(3) 県外市町村との転入転出の場合

ア 県外市町村から転出し、県内市町村（岡山市・倉敷市以外）へ転入した場合
【他県（B県）Y市から転出し、県内（A県）X市へ転入（居住地変更）した場合】

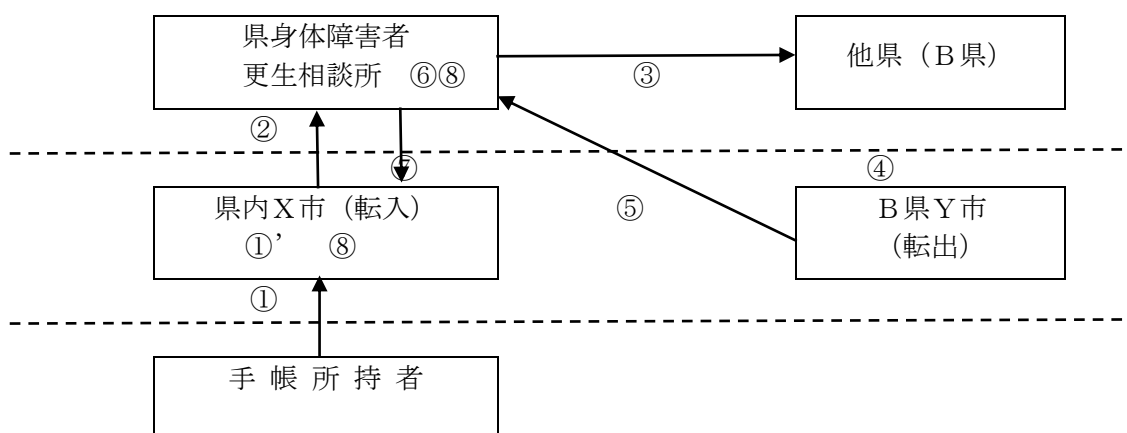


- ① 所持者が居住地変更届を提出（手帳提示）
- ①' X市は手帳の現住所欄に新居住地を記入し、押印する。記入後の手帳の写をとり、手帳を所持者へ返却する。
- ② 居住地変更届を送付（居住地訂正後の手帳写しを添付）
- ③ 手帳交付台帳の作成（手帳記載事項を基に転入データ入力）
- ④ 居住地変更通知（更生指導台帳の県内X市への送付依頼）（157頁様式第6号）
- ⑤ 居住地変更通知（更生指導台帳の県内X市への送付依頼）
- ⑥ 更生指導台帳の送付
- ⑦ 更生指導台帳の作成

(注) B県Y市が政令市・中核市の場合は、④はB県を經由しないで、直接Y市へ送付される。

イ 県外市町村から転出し、県内市町村（岡山市・倉敷市以外）へ転入した場合
【他県（B県）Y市から転出し、県内（A県）X市へ転入（居住地変更）して、手帳を紛失又は破損（手帳の記載内容が不明なものも含む*）した場合】

*手帳に記載された肢体不自由などの障害名について、障害部位や障害程度の確認ができず、手帳交付台帳が作成できない場合がある。



- ① 所持者が居住地変更届を提出（紛失した場合は、変更届4の記載内容欄に知り

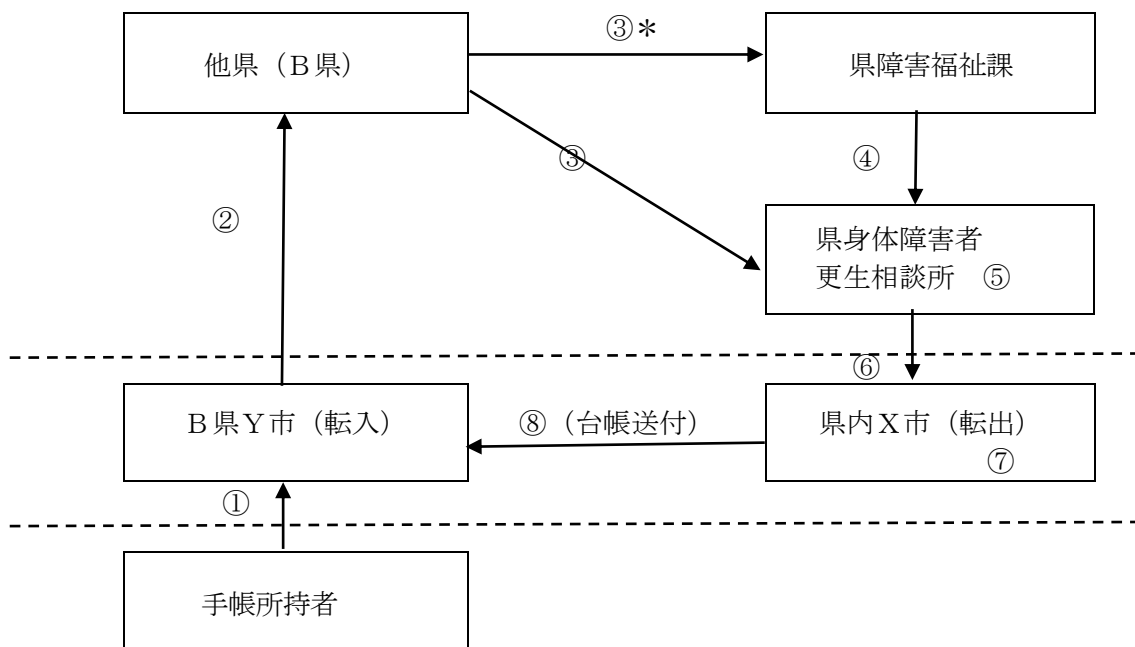
うる手帳情報を記載、破損した場合は手帳を提示)

- ①' 破損した手帳の場合は、X市は現住所欄に記載可能であれば新居住地を記入し、押印する。記入後の手帳の写をとり、手帳を所持者へ返却する。
- ② 居住地変更届を送付(破損した手帳の場合はその写しを添付)
- ③ 居住地変更通知(更生指導台帳の身更相への送付依頼)(157頁様式第6号)④居住地変更通知(更生指導台帳の身更相への送付依頼)
- ⑤ 県身更相へ更生指導台帳の送付
- ⑥ 手帳交付台帳の作成(手帳記載事項を基に転入データ入力)
- ⑦ X市へ更生指導台帳の送付
- ⑧ 更生指導台帳の作成

(注) B県Y市が政令市・中核市の場合は、③はB県を經由しないで、直接Y市へ送付される。

ウ 県内市町村(岡山市・倉敷市以外)から転出し、県外市町村へ転入した場合

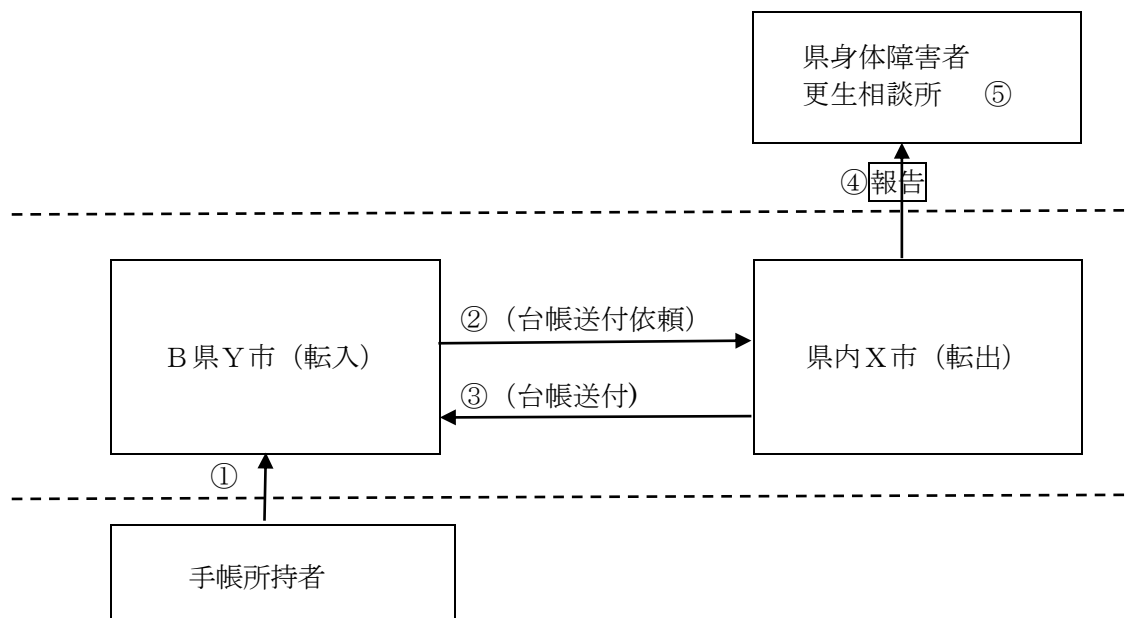
【県内(A県)X市から転出し、他県(B県)Y市へ転入(居住地変更)した場合】



- ① 居住地変更届を提出(手帳提示)
- ② 居住地変更届を送付(更生指導台帳の送付依頼)
- ③ 居住地変更通知(更生指導台帳の送付依頼)
* 県障害福祉課を經由せず直接身更相に送付される場合もある
- ④ 居住地変更通知(転送)
- ⑤ 手帳交付台帳の整理(転出データ入力)
- ⑥ 居住地変更通知(更生指導台帳の送付依頼)(148頁参考様式)
- ⑦ 更生指導台帳等の整理(転出処理)
- ⑧ 更生指導台帳の送付

(注) B県Y市が政令市・中核市の場合は、②はB県を經由しないで、直接岡山県(障害福祉課又は身更相)へ送付される。

エ 県内市町村（岡山市・倉敷市以外）から転出し、県外市町村へ転入した場合
【県内（A県）X市から転出し、他県（B県）Y市へ転入（居住地変更）した場合で、転入先Y市が直接転出先の県内X市に更生指導台帳の送付依頼をした場合】
 ＊広島県各市町村、松江市、大阪市、神戸市など



- ① 居住地変更届を提出（手帳提示）
- ② 更生指導台帳の直接送付依頼
- ③ 更生指導台帳の送付
- ④ 居住地変更通知（更生指導台帳送付済）の報告
- ⑤ 手帳交付台帳の整理（転出データ入力）

（注）他県の転出先市町村に更生指導台帳を直接送付した時は、必ず身更相にその旨報告すること。

6 免疫機能障害の取扱い

免疫機能障害の取扱いについては、厚生労働省通知「「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害」身体障害認定の手引き（改訂版）」（令和4年3月）（抜粋）に従い、手帳に関する全ての申請等（新規交付申請、再交付申請・居住地等変更届、返還届等）について、申請者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、申請等の書類を身更相に進達する場合は、必ず他の書類とは別にして、専用の封筒等により担当者あて直接届くよう親展で送付すること。（資料2参照）

7 手帳の返還について（法第16条）

手帳には、原則有効期限はない。しかし、次の(1)の場合は、手帳交付者又は親族は手帳を返還する義務があり、(2)の場合には、手帳の返還を命じることがある。

- (1) 手帳交付者又はその者の親族で手帳を所持するものが、本人が法別表に掲げる障害を有しなくなったとき、又は死亡したとき、速やかに手帳を返還しなければならない。
- (2) 知事は次に掲げる場合は、手帳交付者に対し、返還を命じることができる。
 - ・（障害程度が変化したことにより）本人の障害が法別表に掲げるものに該当しないと

認めるとき

- ・（再認定に係る診査に対して）手帳交付者が正当な理由がなく、法第 17 条の 2 の規定による診査を拒み又は忌避したとき
- ・手帳交付者がその手帳を他人に譲渡し又は貸与したとき

- (3) 知事は、前項の規定による処分をするには文書でその理由を示さなければならない。
- (4) 市町村は、身体障害者につき、上記(2)に掲げる事由があると認めるときは、その旨を知事に通知しなければならない。

8 罰則について

- (1) 10 万円以下の罰金（法第 46 条）
- ・手帳を他人に譲渡又は貸与した手帳交付者
 - ・ 7 (1) の規定に違反した者
- (2) 6 月以下の拘禁刑又は 20 万円以下の罰金（法第 47 条）
偽りその他不正な手段による手帳交付者又は手帳を受けさせた者
- (3) 3 月以下の拘禁刑又は 10 万円以下の罰金（法第 48 条）
7 (2) の知事の手帳返還命令に違反した者

審査会への諮問を要する事案

年 齢	対象者が3歳未満のもの
視 覚	原因疾病が白内障のもので、手術による回復が可能と考えられるもの
聴 覚	対象者が6歳未満のもの
平 衡	全部
音声・言語・そしゃく	全部（喉頭摘出のものを除く。）
肢体不自由	(1)遷延性意識障害 (2)脳血管障害、脊髄損傷、頸髄損傷を原因とするものうち、下記のもの ①発症・受傷から診断書作成日まで6か月未満のもの ②脳血管障害に関して、発症後3か月以上経過し障害が固定していると判断されるものは、必要書類を添えて提出 ③外傷性の脊髄損傷、頸髄損傷による完全麻痺に関して、受傷後3か月以上経過し障害が固定していると判断されるものは、MRI画像を添えて提出 ④発症・受傷から診断書作成日まで6か月以上を経過してはいるものの障害の固定に関して問題となる状況のあるもの (3)その他の疾病、外傷等による障害で発症、受傷から1年未満のもの
心 臓	全部（人工ペースメーカー・除細動器（埋込み型）を装着したもの、人工弁移植・弁置換を行ったもの、心臓移植後、抗免疫療法を実施しているものを除く。）
じん臓	(1)「身体障害認定基準」（注1）及び「身体障害認定要領」（注2）に示された認定基準により、明確に判定することが困難なもの (2)じん臓移植後、抗免疫療法を実施していないもの
呼吸器	次の場合を除いた全部 (1)診断書記載の「症状固定又は障害確定（推定）時期」から診断書作成日まで3か月以上を経過したもので、「①指数（予測肺活量1秒率）、②動脈血O ₂ 分圧、③活動能力の程度」の各要素の状態がすべて指定医師の等級意見と一致しているもの（ただし、障害の固定に関して特に問題となる状況のないもの） (2)肺移植後、抗免疫療法を実施しているもの
ぼうこう・直腸	「身体障害認定基準」（注1）及び「身体障害認定要領」（注2）に示された認定基準により、明確に判定することが困難なもの
小 腸	全部
免 疫	全部
肝 臓	全部（肝臓移植後、抗免疫療法を実施しているものを除く。）
その他	判定困難なもの
	障害認定時期（審査会申合わせによる）を経過していないもの
	補足意見等照会を指示するもの（前回審査会提出事案の再提出等）
	申請を却下するもの

(注1) 「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「身体障害認定基準」

(注2) 「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」（平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）の別紙「身体障害認定要領」

「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能 の障害」身体障害認定の手引き（改訂版）

令和 4 年 3 月

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

4 プライバシーの保護

(1) 基本的な考え方

① 感染者の置かれている状況

平成 10 年度より、H I V感染者もその程度に応じて他の身体障害者と同様に手帳を交付され、訪問介護員（ホームヘルパー）の派遣等の福祉サービスが提供されることとなりましたが、感染者を取り巻く社会の状況は依然厳しく、H I V感染者に対する無理解や偏見が招く悲しい事例は後を絶ちません。

このような状況の下、H I V感染者は、時には家族にさえ感染の事実を告げず、孤独と向き合いながら息をひそめて生活しています。自らがH I V感染者であることが万が一にも他者に知れた場合、取り返しのつかない致命的な被害を受けることを考え、非感染者には想像もできないほど、プライバシーが侵害されることを強く恐れているのです。

H I V感染者が、身体障害者として認定され、福祉制度を利用する道が開けても、このプライバシーの問題が解決されない限り、障害認定の申請自体が行われないことも考えられます。また、たとえ認定されたとしても、福祉サービスを受ける段階で躊躇してしまい、結局サービスを受けることができなかつたり、または、サービスを受ける場面において様々なトラブルが生じる可能性が出てきます。

したがって、以下に示すように、障害認定事務或いはサービス窓口業務等に携わる方は、H I V感染者のプライバシー保護の問題について十二分な理解と認識を深める必要があります。

② プライバシー保護の考え方

第一は、身体障害者手帳の申請手続をとる際に、本当にプライバシーは保護されるのかという不安を、H I V感染者が抱いているという点です。

これについては、郵送による申請も認めることとしていますが、郵送された申請書類が少数の担当者以外の目に触れないシステムが確保されていることを、役所内だけでなく外部にも周知させる必要があります。

さらに、申請に訪れた感染者に対し、窓口がいかに適切に対応できるかという点が極めて重要です。すなわち、福祉事務所等においては、多くの業務が、開放的なスペースで行われることが多いため、感染者は、窓口においてプライバシーが侵害されることを懸念しています。そこで、担当者をひとり決めておくなど、窓口業務

をスムーズに行うことに努めるとともに、個室等による対応など感染者が安心して申請に来られるための工夫を考える必要があります。

第二に、障害認定がされた後に、種々の福祉サービスを利用するとすると、実際に手帳を提示する場面が多くなるため、各窓口が十分にこの問題について理解をしプライバシーを守ることが必要です。

例えば、種々のサービスの受給を申請する際（介護の可否や住宅改修の場合等）、民生委員や嘱託福祉職員の意見を求める場合があります。訪問介護員（ホームヘルパー）等の利用となると、外部に委託している場合は関係者はさらに増加することとなります。このような場合を想定し、行政主導の形で、より広範囲の関係者を対象とした研修・指導等を継続的に実施する必要があります。なお、特に人口の少ない地域については、人的交流が都市部とは比較にならないほど濃厚であり、申請手続に記載された名前を見るだけで、受付窓口の担当者が感染者を特定し、その感染事実を知るという事態も想定されます。そのような地域については、申請のケースも少ないので、プライバシー保護の重要性はますます大きく、他地域との合同研修・経験交流等を重ねる必要があります。

また、身体障害者手帳等に関するデータを一般に公開する場合、「〇〇市△△で免疫機能障害による認定者☆名」という形でデータを公表すると、容易に感染者が誰であるかが推測されるような場合が多いと思われます。従って、このような場合には行政区画を広げて公表するか（「〇〇市で免疫機能障害による認定者☆名」と記載する）、或いは「内部障害」で一括りにするなどの工夫が必要です。

(2) 事例紹介 ～感染者の体験より～

① 窓口での対応における問題

- 感染者がHIV抗体検査を受けるべく、検査窓口を尋ねたところ、尋ねられた者が周囲に対して大声で「エイズの担当は誰だっけ」と尋ねた。
- 問診を受ける際、質問が、周囲とカーテンウォールでしか隔てていない場所で行われたため、周囲に聞こえたのではないかと不安を抱いた。
- 女性の場合、特に好奇の目で見られる可能性が高く、実際にも、必要以上に多くの職員が入れ替わり立ち替わり対応にあたった。

② 窓口における手続上の問題

- 職員による対応に特に問題がなくとも、通常手続きをとる場合、3ないし4席並んでいるカウンターの前で説明を行うことになる。このため、左右に他の障害の申請者がいる場合、手続をとることを苦痛に感じた。時には説明が出来ない状態におかれた。
- 感染者は、窓口担当者が手続中に無意識のうちに「HIV」「エイズ」ないし、それらを想起させる言葉を出すのではないかと、常時危惧し緊張している。

③ 外部関係者との関係

- 人的関係が濃厚な地域（主として農村部）で福祉サービスを利用しようとして、民生委員や嘱託福祉職員作成の書類を要求されたことがあったが、人権やプライバシー保護という観点から、当該民生委員との間でどうしても信頼関係が築けず、結局担当委員を近隣の委員から遠隔地の委員に変更してもらった。

(3) 特に留意すべき事項、対応策

① 郵送による手続の拡大

手帳申請手続だけでなく、サービス受給を申請する際にも、郵送で手続可能な

ものは検討・工夫することが必要です。

② 窓口対応時の配慮

最低限、窓口担当者は「H I V」「エイズ」ないし、それらを想起させる言葉を使わないよう配慮する必要があります。また、別室で対応する等、感染者が安心して窓口を訪れる環境整備に努めることも必要です。

③ データ処理、公表時の配慮

「免疫機能障害」による身体障害者数等を詳細に分析・報告することは、感染者のプライバシーを侵害する可能性がありますので十分な注意が必要であり、行政区画を広げて公表するか、「内部障害」で一括りにするかなどの工夫が必要と考えられます。

④ 研修

特に、人口の少ない地域においては、感染者の多い地域（都市部）の経験等を踏まえつつ、人口が少なく人的交流の濃厚な地域でのプライバシー侵害による被害の深刻さも考慮した上で、福祉事務所や市町村の職員のみならず、広く関係者に対する研修を実施されるようお願いいたします。

他方、都市部においては、その経験を広く他の地域に伝えるべく、共同での研修会等も企画することに心がけて下さい。

(注) 本項については、H I V原告団の協力のもとに作成いたしました。

(4) プライバシーの保護・情報管理に係る参考となる事例

前述のとおり、プライバシーの保護・情報の管理については細心の注意を払う必要がありますが、各都道府県、指定都市、中核市の実際の具体的な取組についてとりまとめましたので、以下の方法、考え方等を今後の事務手続の参考とし、すべての関係部署に対して一層の周知徹底を図るよう心がけてください。

① 身体障害者手帳の交付事務について

ア 窓口対応等

- 手帳交付申請書及び診断書・意見書は、指定医師の所属する医療機関にあらかじめ備えている。
- 申請にあたっては、各種申請（更生医療、手当等）も同時にできるようにあらかじめ申請用紙を渡しておき、他の窓口での対応についても、取扱を周知している。
- 病院の医療ソーシャルワーカーと協力し、医療相談室を借りて受付から交付までの事務を一貫して行っている。申請書交付、同受領、決定通知書交付にあたっては、市職員が病院に出向く。
- 申請者と役所との書類のやりとりや連絡の一切は、申請者が通院する病院の医療ソーシャルワーカーを通して行い、役所と申請者が直接連絡を取ることはない。また、その家族とは一切接触しない。
- 病院の医事課の担当者が、役場担当者に電話で申請があることを連絡。その後、医事課担当者が申請書類を代理で記入して役場担当者宛に親展扱いで送付する。手帳ができあがれば、手帳と受領書を病院の医事課担当者に送付して、本人に交付する。受領印を押印したあとに役場に返送してもらう。
- 相談に対しては、各種の制度に精通した職員を担当として、窓口を一本化しておく。

- 相談日には、相談に使用する面接室の両隣を使用禁止にしたり、窓口・電話での対応には「要件名」を口外せずに、担当者に直接伝える等、相談内容の漏洩や被相談者が注視されたりすることのないように努めている。
- 初回の面接において、事情を知る人的範囲や連絡方法などについての詳細な指示を受けるための「指示書」を提出してもらおう。来所に際しては、本人了解のもと面接室を利用する。
- 申請者の「申出書」により、申請者への連絡方法、申請書の受け取り・提出方法、手帳の交付方法等についての希望を記載してもらい、希望に添った方法で処理する。

イ 連絡方法等

- 申請者は、申請者の希望する宛先（代理人・病院・私書箱等）に確実に郵送する。
- 電話による連絡において、福祉課と名乗ってよいか、また留守番電話の際に、伝言に残してよいか確認する。
- 郵便を使用する場合、役所の名前入りの封筒で送ってよいか確認する。
- 連絡時には、申請者及び代理人の希望により、福祉課の名称を入れずに担当者の個人名で連絡する。また、希望により病院の医療ソーシャルワーカー宛又は本人の携帯電話の連絡のみで、書類は送付しないこととする。
- 電話連絡の場合は、申請者本人又は代理人との直接対話のみとし、伝言については一切行わない。
- 郵送の場合は関係者以外が閲覧できないよう封書で送る。
- 電話については申請者本人及び病院と協議して、病院相談室の担当者（医療ソーシャルワーカー等）を代理人に定め、申請者への連絡は代理人経由で行う。
- 電話相談等を受ける場合は、必要に応じて担当者が自席から相談室等の別室に移動した上で対応する。
- 身体障害者手帳は、本人の希望により書留郵送とし、他の制度の書類も同封する。
- 通知文を郵送により送付し、本人又は代理人に窓口で手帳を手渡しするのが原則であるが、状況により書留で手帳を郵送し、受領印を捺印した通知文を返送してもらおう。本人又は代理人の希望により、電話連絡を行う。
- 希望があれば郵送で書類をやりとりする。その際、返送してもらい必要がある書類については、あらかじめ担当者名を記入した返信用封筒を同封し、他の職員が開封しないようにする。
- 電話、FAX は守秘の観点から原則として使用せず、極力、担当者が自宅訪問をして福祉サービスの説明、相談などの事務を行う。

ウ 個人情報の管理等

- 交付台帳・関係書類は、鍵付きのロッカー等にまとめて保管する。
- 手帳情報はコンピューターに入力せず、専用の交付台帳に登録する。
- 情報システムには万一のことも考慮し、データ登録をしない。手書き書類のみで1カ所に集中し、施錠して管理する。
- 役所内部での事務処理・決裁は、担当者の持ち回りで行う。
- 手帳発行に係る事務手続については、担当者の持ち回り決裁で処理し、県の身体障害者手帳担当者宛に直接送付するなど、他者の関与を最小限におさえる。
- 診断書等が担当者以外の目に触れることがないよう、県へ進達する際には

二重封筒にして送付する。

- 申請は専用の封筒を使用し、担当者に直接届くようにする（親展扱い）
 - 関係機関（県庁、保健所など）とのやりとりは、郵送ではなく担当者が直接持ち運ぶ。
 - 関係書類は、事務処理後速やかにシュレッダーにより破砕処理を行う。
 - 個人情報保護のため、顔写真の写しを保存しない。
 - 顔写真は県進達分の2枚とし、市では写真を保管しない。
 - 顔写真について、申請から交付時まで紙やシール等で顔部分を隠すなどして、他人の目に触れないよう留意する。
- ② 各種障害者福祉サービスの利用手続について
- 各種サービスの連絡にあたっては、窓口となっている相談担当者がすべて行うことを原則とする。
 - 身体障害者担当係が、対象者に係る最初の窓口となることが多いので、中心となって連絡方法等を調整し、手続を行っている。各窓口でもプライバシーの保護を徹底し、サービスの漏れがないよう、担当者間で調整を取りながら各種手続を行っている。
 - 各種サービスの申請書類のうち、身体障害者手帳の写しを省略する。
- ③ 障害者に係るサービスの窓口が障害福祉担当部所以外にわたる場合の対応について
- 申請者または代理人に内容を説明して、もし希望する場合は職員が手続を代行する。
 - 障害福祉担当部所で代行できるものは、すべて代行することとしている。
 - 他の部署で手帳の呈示や健康状態の告知を求められるような相談を初めて行う場合には、本人の希望に基づき、障害福祉担当部所の相談担当者が同行して、他部署の担当者を紹介し、事情を説明する等の支援を行う。
 - 障害者本人に関連窓口で直接手続きすることは求めない。希望する場所で障害福祉担当部所の職員が取り次ぐ。また代理人、郵送等による手続が出来るよう配慮する。
 - 身体障害者手帳担当者が専任要員となり、福祉全般の相談役となる。必要以上の人員が相談や手続に関わらないように配慮する。
 - 他部署の制度利用の際、身体障害者手帳担当課への照会で処理可能か協議する。内容についても手帳所持の有無、等級のみの確認とする。
- ④ その他
- 定期的に郵送される市からの通知（重度医療、手当の通知など）は自宅に郵送しない。通知文書は市で保管し、本人が来所した際に手渡しとする。
 - 他の職員や市民がいるところで「H I V」「エイズ」という言葉を使わずに「これ」「あれ」などの代名詞を使うなど表現を工夫している。
 - H I Vに限らず、障害者が様々な場面で身体障害者手帳を呈示する際、見開きによって障害名がすべて露呈しないように、手帳のページ配置を工夫している。
 - 障害福祉担当部所だけの問題とはせず、行政窓口全般について配慮を周知している。